

妊婦超音波検査の支援拡充 ～助成回数を1回から4回へ～

妊婦の方が安心して出産できるよう、妊婦健康診査の超音波検査について、助成回数を1回から4回へ拡充します。

なお、本事業は、補正予算成立後に実施する予定です。

1 内容

1人の妊婦につき、2回目から4回目までの超音波検査受診に対して、各回5,300円を上限として、公費負担を行います。

2 対象者

令和5年4月1日以降、妊娠届を提出した妊婦

3 実施開始時期

令和5年10月から（予定）

※令和5年4月1日から事業開始日までの間に、自費により受診した方には、償還払いを行います。

4 補正予算額（案）

2,349万2千円

5 助成を受けるには

令和5年10月以降は、妊娠届の提出時にお渡しする「母と子の保健ファイル」に、妊婦超音波検査受診票が4枚入っておりますので、そのままお使いください。

償還払いの詳しい手続きのご案内は、令和5年9月下旬（予定）に、市ホームページに掲載します。



【問い合わせ先】 健康福祉部 健康課（TEL：042-438-4021）